

平成29年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成29年9月29日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第45号 平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第46号 平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第47号 平成28年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第4 議案第48号 平成28年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第5 議案第53号 平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第54号 平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第55号 平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第40号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第42号 平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第43号 平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第44号 平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第50号 平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第51号 平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第52号 平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第37号 第三次瑞穂市行政改革大綱について
- 日程第16 議案第38号 岐阜市及び瑞穂市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 日程第17 議案第39号 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第41号 平成28年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第49号 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第56号 人権擁護委員の候補者の推薦について（その2）
- 日程第21 議案第57号 平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の締結について
- 日程第22 議案第58号 平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場機械設備改築工事委託契約の締結について
- 日程第23 発議第3号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書
- 日程第24 発議第4号 道路整備に係る補助率等の高上げ措置の継続を求める意見書

日程第25 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第25までの各事件

追加日程第1 議案第59号 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	藤井忠直
企画部長	広瀬充利	総務部長	梶浦要
市民部長	伊藤弘美	巢南庁舎 管理部長	松野英泰
福祉部長	森和之	都市整備部長	鹿野政和
環境水道部長	広瀬進一	会計管理者	平塚直樹
教育次長	山本康義	監査委員 事務局長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	宇野伸二
書記	熊崎響		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） どなたもおはようございます。

ただいまより平成29年第3回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第45号から日程第7 議案第55号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、議案第45号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7、議案第55号平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 清水治君。

○産業建設委員長（清水 治君） 皆さん、おはようございます。

議席番号11番、瑞清クラブの清水治です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま一括議題となりました7議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

産業建設委員会は、9月15日午前9時半から巢南庁舎3-2会議室で開催をいたしました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、政策企画監、所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査をした議案番号順に要点を絞って報告をいたします。

初めに、議案第45号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査いたしました。

執行部から決算事業報告書に基づき補足説明があった後、質疑に入り、委員から、一般会計の繰入金があるから若干の繰越金が出ているが、今後の見通しはとの質疑に対し、一般会計で負担すべき経費の基準内繰り入れで1億1,738万6,000円、基準外繰り入れは794万1,000円で、これは公営企業法適化業務委託などで支出がふえたことが原因である。毎年、基準外繰り入れを行うわけではないとの答弁を受け、一般会計からの繰入金は毎年の返済である公債費にほぼ充当しているのではとの質疑に対し、そのとおりであり、公債費はほとんどが繰入金で充てられている。なお、一般会計に交付税が7,025万6,000円入っており、下水道事業を行わなければ、

この交付税は入ってこないとの答弁がありました。

また、水洗化率71%であるが、加入に向けての促進策はとの質疑に対し、水洗化率を上げるために勧奨の手紙を送っている。今年度はアンケートを行い、その意見を踏まえ、経営戦略では宅内配管の工事費の一部を助成するなどの策を検討しているとの答弁を受け、職員が一丸となって水洗化率を上げるよう取り組んでほしいとの意見がありました。

また、業務契約の方法はとの質疑に対し、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づき、代替業務として随意契約をしていると答弁がありました。

また、監査委員の意見には、後世に多大な負担を残すことになるなどの指摘があるが、下水道の今後の計画についてはとの質疑に対し、下水道の全体計画は、下水道と合併浄化槽をあわせての整備が一番効率的であるとして進めている。また、基金などを積み立て、費用の平準化を図っているとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第46号平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査いたしました。

執行部から、決算事業報告書に基づき補足説明があった後、質疑に入り、委員から、神戸町との話し合いについてはとの質疑に対し、以前には神戸町柳瀬地区との接続の話もあったが、神戸町の計画ではまだまだ先の整備であるとの答弁を受け、施設も老朽化しており、神戸町と早急に話し合うことが必要であるとの意見がありました。

また、現在、低金利であり、繰り上げ償還をして市債を発行してはとの質疑に対し、金利を抑えられるものは抑えていこうと考えるので、一度研究し努力したいとの答弁を受け、削減できるところは削減し、めり張りをつけて運営していただきたいとの意見がありました。

また、この業務も代替業務として随意契約をしているのかとの質疑に対し、そのとおりであるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第47号平成28年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを審査いたしました。

執行部から、会計決算書に基づき補足説明があった後、質疑に入り、委員から、当期純利益が大きく、自己資本比率が高いのは、利益を確保することが目的か。地域住民にサービスすることが目的か、料金設定を見直しては、また今後維持管理として中期的に大きな支出が発生することがあるのかとの質疑に対し、工事費の資本的収入及び支出では、支出額に対して財源が足りなく、内部留保資金で補填している。これからだんだん資金が足らなくなるということであるとの答弁がありました。

また、加入金は営業収益ではとの質疑に対し、条例で定められており、施設を整備していく費用に充てるものと捉えているとの答弁がありました。

また、預金はどのように持っているのかとの質疑に対し、運転資金については普通預金で管理し、それ以外は定期預金で貯蓄しているとの答弁がありました。

また、企業債の利率が高いが、借りかえや繰り上げ償還を考えているのかとの質疑に対し、一般会計においても同じ状態であり、バランスのいい状態で持っているが、今後は検討したいとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第48号平成28年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について、議案第53号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第54号平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、最後に議案第55号平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を審査しました。

これらについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成29年9月29日、産業建設委員会委員長 清水治。以上です。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第45号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第46号平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第46号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第47号平成28年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第48号平成28年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第53号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第54号平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第55号平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第40号から日程第14 議案第52号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第40号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから日程第14、議案第52号平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 改めまして、おはようございます。

議席番号10番 若井千尋です。

藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、ただいま一括議題となりました7議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

文教厚生委員会は、9月19日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第40号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入りましたが、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第42号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部から決算事業報告書に基づき補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、前年度と比較して年間の被保険者数が565人減少した理由は何かとの質疑に対して、400人から500人くらいが後期高齢者医療制度に移行したことと社会保険の適用拡大によるものであるとの答弁がありました。

また、委員から、今後も被保険者数は減少すると考えているのかとの質疑に対して、平成32年度には、被保険者は1万人を切ると推計しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、平成28年10月からの社会保険適用拡大により、被保険者数や費用額が減少したとのことであるが、今回、収入、支出とも減っている原因は人数の問題なのか、医療費抑制か、そのあたりの分析はどの質疑に対して、市民と医療機関への医療費抑制の啓発チラシ等でPRしている効果である。単に被保険者数の減少だけではなく、相乗効果であると考えているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第43号平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部から、決算事業報告書に基づき補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、保健事業費委託金は事業を多くやればやるだけたくさん受けられるのかとの質疑に対して、県の後期高齢者医療制度の中で健診項目を決めている。多くの市民に受診してもらうことが市の役割であるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第44号平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部から、決算事業報告書に基づき補足説明があった後、質疑に入り、委員から、911万8,000円の繰越金について、今年度どのような事業運営をするのか、またこの繰越金をどのように適正に戻すつもりなのかとの質疑に対して、今年度においては、毎月、給食センターと執行計画表を作成し、収支バランスを調整している。昨年度は500万円ほど過年度未納分の徴収額がふえ、また秋の野菜高騰により、1月以降の献立を調整した結果、900万円ほどの余剰金が出てしまった。今年度は極力このようなことがないように進めているとの答弁がありました。

また、委員から、今年度も安全で栄養豊かな楽しい魅力ある食事を目標に給食運営をしてみえるが、約900万円の収支バランスを適正に戻すため、給食内容を高めるとの考えは今でもあるのかとの質疑に対して、高いものではなく、質のよい食材を使用し、子供たちが残さずおいしく食べることができるような献立を考えているとの答弁がありました。

また、委員から、本来、給食費は受益者負担なので、繰越金がないことが望ましい。給食費をお金で受益者に還元するというような考えはあるのかとの質疑に対して、今の段階では考えていない。お金ではなく、良質食材を使用して返していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、多額の過年度未納分の徴収金の発生は簡易裁判制度や徴収の努力によるものであると思うが、この徴収金約500万円の発生は月ごとにわからなかったのか。今までどのように確認をしていたのかとの質疑に対して、給食費の未納対策として、申し出により児童手当から天引きをしている。児童手当は年3回支払いがあり、そこからの収入がほとんどである

が、把握しにくいとの答弁がありました。

また、委員から、次年度も同じようなことが発生するののかとの質疑に対して、今後は児童手当による滞納徴収の収入を見込みながら、歳入歳出の収支バランスを見て、毎月、給食センターと会議をしながら進めるとの答弁がありました。

また、委員から、例月出納検査である程度の見込みは立たなかったのかとの質疑に対して、現在、給食センターと月に1回会議をしている。収支状況を把握しながら、当年度のものは当年度で処理するよう努力をするとの答弁がありました。

また、委員から、食材は高くてもよいものではなく、安くてもよいものが理想である。地産地消を推進し、市内の業者やJA等と継続をしながら、今後も市内の活力を高めるような契約を進めてほしいとの質疑に対し、よいものとか安いものとかいう意味ではなく、トータル的に考えており、各献立の内容に合った適切な食材を栄養教諭と相談しながら選択しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後、給食費の無償化の考えはあるのかとの質疑に対し、県内にも余り例がない。当市においても慎重に考え、少子・高齢化のことも鑑みながら総合的に考える必要があるとの答弁がありました。

最後に、委員から、当市はアレルギー対策の給食を実施しているが、今後、市の財政負担はふえるのかとの質疑に対し、基本的には費用はかからない。また、アレルギー用の給食は別グループでつくっている。学校へ専属で搬送する担当職員がいると一番安全である。今後、そこまで徹底するならば人件費が必要と思われるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第50号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。

執行部から、補正予算書に基づき補足説明があった後、質疑に入り、委員から、国民健康保険基金積立金は、県単位化が予定どおり実施されたらこのまま移行されるものなのか。また、当市の保険税が少し高くなるという危惧の中、一度に高くなるように緩和するものなのかとの質疑に対して、毎年1人当たりの費用額は2,000円ほど自然増がある。自然増を超える分についての当市の保険税はことしより上がるのではないかと予測している。基金は、保険給付費に充てるものである。県単位化による基金条例の内容変更も考えられる。この基金は、具体的には備えであるので、理解していただきたいとの答弁がありました。

また、委員から、後期高齢者支援金等、介護納付金の減額の要因は何かとの質疑に対して、対象被保険者数が減ったため、歳入の支援金負担金が減り、歳出の支払基金への支援金も減っているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第51号平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、最後に議案第52号平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を審査しました。

執行部から、補正予算書に基づき補足説明があった後、質疑に入りましたが、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成29年9月29日、文教厚生委員会委員長 若井千尋。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第40号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第42号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

ただいまの議案について、反対の立場から、その理由について述べさせていただきたいと思
います。

国民健康保険は、所得水準が低く、保険税の負担が重い。その一端は構造的問題を抱えてお
るというふうに28年度の決算報告書にも述べられております。

実際、ことしの8月現在でございますけれども、国保税を滞納している世帯は17.6%です
から、これは6世帯に1世帯の割合で国保税が払えないと、こういう現状になっておること
からとも言えるというふうに思います。

では、その国保税が高過ぎる、なぜ負担が重いのかということですが、これは私、一
般質問でも申し上げましたけど、国庫負担の引き下げが一番大きな問題です。1980年代には
50%を超えていた国保会計に占める国庫支出の割合は、今では25%を切っているというふう
に下がってきておるわけですね。ですから、この問題を解決するには、国庫負担を増額する、こ
れしか解決ができないということは申し上げておきたいと思ます。

同時に問題だと私が思いますのは、28年度の国保会計の決算報告では、繰越金が大変多過ぎ
る。4億7,000万円の繰越金になっております。私は去年の国保の決算の審議の中でも申し上
げましたけれども、前年度も約4億円で大変異常な繰越金になっておるわけですね。そこから
またさらに繰越金がふえておるといふ現状です。

では、なぜこの繰越金が増えるのかということですが、いろいろ理由がありますけれ
ども、その主な理由ですけれど、平成27年度から保険者支援制度として新たに1,700億円、これ
は国からそれぞれの市町村に配分をされております。27年度は約6,000万円が増額されてい
る、こういうことが報告されておりますけれども、これは国によりますと、1人当たり5,000円の
財政効果、つまり5,000円の1人当たりの保険税を引き下げる、この効果があるということは
国も言っておるわけですね。

ところが、この支援分が27年度に続いて28年度も国保税の引き下げに活用されてい
ません。これが繰越金が増える、ことしもふえた、この主な理由だといふふう
に考えられるわけですね。この多過ぎる繰越金、または国保の基金を
どんどん積み上げておられるわけですが、これを活用して、保険税の負担が重い、加入者の皆さんの
こういう問題に答えるために保険税を引き下げるべきだといふふうに思ます。

また、このような税金の集め方、使い方は、多くの加入世帯の皆さんが高過ぎて
払えない、こういうふうなことで生活が圧迫されているという状況のもとで、到底市民の皆さんの理解が
得られないということを申し上げまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第42号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第43号平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

反対の立場から、その理由を述べさせていただきたいと思います。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切って、高齢者を別枠の医療制度に強制的に追い込む制度でございます。また、負担増と差別医療を押しつける制度でありますけれども、平成28年度は、岐阜県後期広域連合で所得割と均等割の保険料を引き上げておられます。これは2年ごとの見直しでありますから、平成20年度の制度開始以来、こうした引き上げが行われてきたところでございます。この制度は、先ほども申し上げましたように、高齢者に大変な負担増を押しつける。負担増を我慢するのか、それとも医療を受けるのを我慢するのかと、こういった制度本来の改悪そのものが高齢者に襲いかかっているものだと言えらると思います。

ところが、私が問題だというふうに思いますのは、岐阜県後期広域連合議会、28年度は定例会が2回開催をされておりますけれども、棚橋市長も広域連合の議員として出席をされております。しかしながら、2回のいずれも質疑の通告もございません。また、反対討論の通告もないんですね。原案どおり可決をされています。

私は、このような広域連合議会であったとしたら、市民の皆さんの思い、声というのは届い

ていかない。これはむしろ遠のいたというふうに思います。

したがって、以上の理由でもって反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第43号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第44号平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

未納分のことなんですけれども、未納分の徴収で児童手当から天引きをすることで回収されたということなんですけれども、児童手当を給付されている家庭は、やっぱり経済的に厳しい家庭のお子さんなんですよね。そういう家庭の児童手当から天引きするということについて、果たしていいのかどうかという懸念があるんですけれども、お聞きしたいのは、この未納分の、子供たちの児童手当を給付されている方の割合というのは、未納分の中で何割ぐらいあるかというのは議論されましたでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） ただいまの鳥居議員の質問に対しましてお答えをします。

委員会では、そのことに対しまして、どれぐらいの割合があったかどうかということは議論なされなかったような気がします。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

学校給食の特別会計の歳入歳出決算の認定でございますけれども、監査委員のほうから再三

再四平成25年ごろからいろいろ注意をされておるわけですが、この給食運営に対して、執行部は、この数年間、どのように改善をしてきたかということについて、委員会の中でそのようなお話があったのか、ちょっとお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） ただいまの松野議員の質問に対してお答えします。

今の御質問に対しても、当委員会ではそのような議論がなされなかったということで御報告いたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 監査委員というのは、非常に責任のウエートがある方の報告ですので、そこはしっかり受けとめないかんとおもいますね。そういった話し合いがなかったということですので前へ進みませんが、委員会もそうですけれども、要は皆さんからいただく税金、あるいは国から来る交付金、いろいろな形での行政運営をしていきますので、そこはしっかりやっていただきたいというふうに思います。

とりあえず以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

簡潔に述べさせていただきますので、よろしくお願ひします。

平成28年度の学校給食事業特別会計の決算認定でございますが、反対の立場から、その理由について述べさせていただきたいと思ひます。

義務教育は、御承知のとおり、無償であることが原則であります。無償の対象は、授業料や教科書のみだけで、実際には、制服代、ドリル代、修学旅行積み立て、あるいは部活動など、義務教育段階の家庭への負担、私は本当に重いものがあるのではないかなと思ひます。

学校給食費も同様だと思ひます。中学生と小学生の子供がいれば、毎月8,760円の給食費が要りますね。本当にその負担が重いというふうに考えるわけでございます。

ところが、平成28年度の学校給食費の決算は、御承知のとおり、多額な繰越金が生まれてお

ります。実質収支911万8,000円というわけでありますけれども、先ほど私述べましたけれども、学校給食費の父母の負担の重さを考えれば、これは学校給食費そのものの負担軽減を検討していくべきだというふうに思います。

その点で申し上げておきたいことがございますけれども、これは本来国がやらなきゃならないことだと思いますけれども、国がやらなかったら、市町村はやる必要はないと、こういった議論は本末転倒だというふうに思います。地方自治体の本来の仕事といたしますのは、何よりも住民福祉の増進、これが本来の仕事でありますから、学校給食費については国がやることを求めますけれども、同時に国がやらなくても、段階的に給食費を軽減する。一遍に無料化はできないとしても、例えば他の市町でも行っているように、多子世帯の軽減を図っていくことは現実に可能だというふうに思います。ぜひそういったことを検討していくことが必要だということを申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第44号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第50号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎です。

議案第50号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について質疑をしたいと思います。

この補正予算書は、要は平成28年度からの繰越金4億7,432万1,000円をどうするかの内容だというふうに思います。そのうち1億円というのは、当初予算からありましたから、その残った3億7,432万円をどうするかということですがけれども、まず国民健康保険税の8,960万8,000円を減額しますね。次に、国庫支出金1億181万5,000円も減額します。そして、前期高齢者交

付金1億722万1,000円を減額しておる。ここら辺についての委員会での話し合いはどうなっているかについてお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） ただいまの松野議員の質問にお答えします。

先ほどこの50号に対しましての委員会での委員長報告をさせていただきましたが、御報告したとおりでございますので、今質問していただいたことに対しては、委員会としては討論しておりません。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 国庫支出金の1億181万5,000円は減額するんですけども、予算書の40ページから41ページにかけては、保険給付費、療養諸費、高額医療費には補正額がないんですね。後期高齢者支援金、介護納付金には補正額がある。そのうち、財源内訳で減額されています。どうして保険給付費の療養諸費、高額医療費は補正額ゼロであるのに、国庫支出金が減額になるのか。国庫支出金が減額になっておるんですよ。そこら辺の意味がよくわかりませんが、そこら辺のことは、委員会でもそういった話が出たのか出なかったのか。補正額ゼロであって、財源内訳のほうでいろいろやっておるんですけども。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） ただいまの松野議員の質問にお答えします。

報告したとおりでございますので、そのことは討論しておりません。これを御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

反対の立場から、その理由について簡潔に述べさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、国民健康保険税は高い、こういう声がたくさん寄せられております。保険税が高過ぎるために市民の暮らしが本当に大変だと、これが実際の市民の皆さんの思いではないでしょうか。こうした中で、繰越金が決算報告によりまして多額のもの

になっております。今度、補正ではこれを活用するということですが、あえて申し上げますけれども、やはりこの繰越金の高さは異常というふうに申し上げざるを得ないというふうに思います。

それから、この補正予算におきましては、繰越金を使って基金をまた積み上げるというふうになっております。昨年度の決算でも5億3,000万円の基金があるわけですので、さらに積み上げるといいますのは、市民の皆さんの思いからしたら到底理解できるでしょうか。私は、市民の皆さんが理解できないというものでありますので、反対の討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第51号平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案の反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第52号平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。10時15分から再開をいたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時18分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第15 議案第37号から日程第19 議案第49号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第15、議案第37号第三次瑞穂市行政改革大綱についてから日程第19、議案第49号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）までを一括議題といたします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

ただいま一括議題となりました5議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、9月20日の午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員

が出席し、執行部からは、市長、副市長、政策企画監、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計の決算と補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、議案順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第37号第三次瑞穂市行政改革大綱についてを報告いたします。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、行政改革推進委員会は、現状の委員で継続していくのか。この大綱は市の最上位計画であるか。参加と参画は同一視してもいいのかとの質疑に対し、行政改革推進委員会は、任期が平成28年12月20日から平成30年12月19日までの2年間で、このメンバーで継続していく。市の最上位計画は、瑞穂市第2次総合計画である。参加は、広く皆が自由に参加できるという意味で、参画はある一定の事業に計画段階から参画するという意味であるとの答弁がありました。

また、取り組みの中に行政サービスの質の向上と民間委託等の推進とあり、事務事業全般にわたり総点検を実施すると記載されているが、どのようなことを行っていくのかとの質疑に対し、当市の事業総点検は、決算が終了後、新年度予算を計上する中で事業ヒアリングを行って評価をしているとの答弁がありました。

この答弁を受け、職員の評価も重要であるが、市民の評価も必要と考える。行政改革の中に市民参加による事務事業仕分けを実施すべきではとの質疑に対し、総合計画等評価審議会を設け、総合計画の実施計画をP D C Aサイクルに基づいて評価しているとの答弁がありました。

この答弁に対して、市民の声を聞いて改善した事例はとの質疑があり、総合計画の汚水処理施設整備の目標達成が有効ではなかった。前向きに進めてほしいという意見をいただいているとの答弁がありました。

また、取り組みの中に電子自治体の推進とあるが、市民への質の高いサービスを提供するため、I C Tの活用を通じた電子行政サービスとはどのようなことかとの質疑に対し、コンビニ交付サービス、マイナンバーカードによる多目的利用サービスなどであるとの答弁がありました。

この答弁に対して、I C Tの活用を通じた電子行政サービスとは、タブレット等を貸し出し、行政の情報を高齢者に伝えるサービスではとの質疑があり、今回の大綱は、第2次総合計画に基づいている。電子媒体も今後の課題にしていくとの答弁がありました。

この答弁を受け、高齢者や認知症の方には電子媒体は大変有効である。行政でも検討していただきたいとの要望がありました。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

続いて、議案第38号岐阜市及び瑞穂市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてを報告いたします。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、当市が加わるメリットはどの質疑に対し、連携する岐阜圏域全体の生活関連機能サービスが向上する。また、連携に加わることで信頼関係を築くことができ、話し合える場に参加できるとの答弁がありました。

また、この連携事業の中で、連携して補完していきたい事業はどの質疑に対し、NPO、市民活動支援の広域連携がある。当市ではおこなわれていて、他市のノウハウやスキルを身につければ、職員のレベルアップや市民へのサービス向上になるとの答弁がありました。

この答弁に対して、参加することに意義があるのはわかるが、瑞穂市のやり方があるので納得はできないとの質疑があり、瑞穂市独自のものも必要であるが、全ての事業がそろっているわけではないので、周辺市町と連携をとっていくことが基本と考えるとの答弁がありました。

また、今、広域連携に加わらないといけない理由はどの質疑に対し、広域連携に加わらなければ話し合える場がなくなり、当市の優先順位が低くなるとの答弁がありました。

また、連携中枢都市圏ビジョンに記載されている連携事業に2次救急医療体制の確保とある。2次救急医療とは、災害などのとき複数の人を搬送することで、大変難しい事業である。しっかり議論していただきたいとの意見がありました。

また、瑞穂市が連携に加わった場合の当市の立ち位置が全く見えないとの意見がありました。

また、連携に加わった場合、議会のかかわりはどのようになるのかとの質疑に対し、今後ビジョンの作成を進める中で途中経過を報告したいとの答弁がありました。

質疑の後、瑞穂市が岐阜中枢都市圏構想に参加する説明が不十分なので反対であるとの反対討論の後、連携に参加することは、瑞穂市にとってメリットになるため賛成であるとの賛成討論がありました。

その後、現時点では判断できないという理由で、2人の委員が棄権し、採決の結果、賛成多数で可決されました。

続いて、議案第39号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

続いて、議案第41号平成28年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、他の常任委員会で所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、民生費が増加した理由は、今後も増加していくのかとの質疑に対し、民生費が増加した理由は、自立支援給付事業費、障害児通所支援事業費の増加等が要因である。また、今後について、29、30年度では計画はないが、31年度、西保育教育センターの保育施設整備費を計上予定であるとの答弁がありました。

また、障害者へのサービス事業費は今後もふえていくのかとの質疑に対し、自立支援給付事業の障害者福祉サービスの区分でふえているのは、生活介護、共同生活援助である。また、障害児通所支援事業費も増加しているとの答弁がありました。

また、収入未済額減少の要因となっている不納欠損額増加の原因はとの質疑に対し、確実な財産調査を行って徴収困難か判断し、事務処理を行っている。やむを得ず徴収困難の場合、徴収を諦め不納欠損としている。しかし、支払い能力がある滞納者については、強制執行等を実施し、めり張りのある対応をしているとの答弁がありました。

また、ふるさと納税は今後どのように進めていくのかとの質疑に対し、収入に関しては今後も寄附をしていただけるよう努力していく。昨年は「ふるさとチョイス」というふるさと納税サイトのみ登録していたが、「さとふる」というサイトもふやし、収入増に努力している。経費に関しては最低限はかかる。高額商品の返礼率は3割というのが瑞穂市の路線である。市内の業者に還元できるよう努力しているとの答弁がありました。

また、施設型給付費負担金や私立保育所補助金とはとの質疑に対し、施設型給付費負担金とは昔の運営費のことで、27年度から法律上、名前が変わった。私立保育所補助金とは、私立保育所のいろいろな事業に対して、国が市を通して給付するものであるとの答弁がありました。

また、民生費と土木費の不用額について詳細説明をとの質疑に対し、教育委員会では、学校関係の工事で差金が発生したため、福祉部はソフト事業が多いが、それぞれの部分で不用額が発生した。土木費の不用額は、平成28年度で終わらない事業があったためであるとの答弁がありました。

また、使用料、賃借料について、周辺の不動産鑑定をして賃借料を下げていかないといけないのではとの質疑に対し、借地については買い上げの交渉を努力していきたいとの答弁がありました。

また、要保護・準要保護制度等援助費の運用基準が変わったのか、生徒数の増減はとの質疑に対し、基準は変わっていない。前年と比べると34人増加したとの答弁がありました。

これらの質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定されました。

最後に、議案第49号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、他の常任委員会で所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

質疑に入り、公私連携型保育所整備事業の債務負担行為補正の内訳はとの質疑に対して、穂積保育所の仮設園舎等の3年間の経費であるとの答弁がありました。

また、将来、公私連携型を進めていく中で、定員数、運営等の施策の方針はとの質疑に対し、各小学校区の子が校区内の保育所から小学校に通えることが重要である。公私連携型で穂積保育所が未満児保育が可能になるということを知りたいとの答弁がありました。

また、仮設園舎の建設費、工事監理費の予算内訳はとの質疑に対し、仮設園舎の建設費は6,129万4,000円、工事監理費は108万円を計上しているとの答弁がありました。

また、仮設園舎の建設はプロポーザル前に決定しているということかとの質疑に対し、どういう状態になるかは決定していない。選定業者と打ち合わせして変わっていく可能性はあると

の答弁がありました。

また、プロポーザルには仮設園舎を建てない提案もあった。仮設園舎を建てる建てないで市の負担費用は大きく異なる。プロポーザルの最終決定はどの質疑に対し、審査は終了したため、全員協議会で結果について説明するとの答弁がありました。

また、このような予算を計上する前に委員会協議会や全員協議会で事前に趣旨説明をすべきではどの質疑に対し、できる限り説明をして意見をいただくようにしていきたいとの答弁がありました。

また、プロポーザルでは市から条件が出ていると思うが、予算を議決する前に市の案を説明していただきたかったとの意見に対し、プロポーザルでは、業者に市の案を説明している。債務負担行為は上限だが、予算の積算はアバウトに組んだわけではないとの答弁がありました。

また、仮設園舎の建設ありきと惑わすような答弁はしてほしくないとの意見に対し、提案する際には何もない状態ではできないので条件をつける。それは決定条件ではなく、市の案を説明する。市の考えとしては、仮設園舎を建てる場合の場所、広さを提示している。提案される業者にはいろいろな案がある。その中でプロポーザルを行っている。この結果によって予算を活用していくとの答弁がありました。

また、審査図面の資料を示すべきではどの質疑に対し、資料を配付するとの答弁がありました。

執行部が要綱と現況配置図を提出した後、現況配置図を見たが、しっかり検討しているとは思えない。業者が決定してから予算を計上してもよかったのではどの質疑に対し、穂積保育所は、現在、3歳児、4歳児、5歳児の3クラスで運営していて、仮設園舎を建てるスペースは限られている。未満児を保育するには調理室も必要なため、面積が不足していると判断し、今いる子供たちを対象にした仮設園舎を東に建てるという案になったとの答弁がありました。

この答弁に対して、市民の税金を使っているので、最大限の効果があるように業務を行っていただきたいとの要望があり、ある程度の想定はしていて、あとは選定業者と相談し、すり合わせするとの答弁がありました。

また、要項には仮設園舎のことが記載されているかとの質疑に対し、要項に記載はないが、整備計画の中で仮設園舎は市が負担すると記載していると答弁がありました。

この答弁に対して、プロポーザルの結果、仮設園舎が必要と判断してから予算を計上してもよかったとの意見がありました。

また、(仮称)中山道大月多目的広場について、残っている借地を早期に買い付けてから計画に取り組むべきではどの質疑に対し、5件の土地を借りている状態。市に売ってもらえるように市の考えを逐次伝えているとの答弁がありました。

この答弁に対して、多目的広場のグラウンド部分の整備を早期に進めてほしいとの要望があ

りました。

また、（仮称）中山道大月多目的広場整備基本計画等作成業務委託費の内容について、住民が発言する場はあるのかとの質疑に対し、業者からはパブリックコメントや地元からの要望をベースにした仕様で、公募型プロポーザル方式で案を出してもらうとの答弁がありました。

質疑の後、全員協議会等で説明し、総務委員会を開いていただきたかったとの反対討論の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

その後、この議案に関しては、若園五朗副委員長から附帯決議案が提出されました。附帯決議案を朗読させていただきます。

議案第49号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）において、款民生費、項児童福祉費、目保育所費、節委託料329万4,000円と節工事請負費6,457万5,000円が計上されている。市は、平成31年4月から穂積保育所で民間活力を利用した保育が実施できるよう目指しているが、その仮設園舎建設費6,129万4,000円及び工事監理費108万円が含まれている。しかし、今回の予算補正の提案方法には多くの疑問が残るので、下記の事項について強く要望する。

1. 平成29年9月16日にプロポーザル事業者からの事業提案と審査が実施されたようであるが、仮設園舎の予定位置図まで事業者に示していたとのことである。予算の議決前に仮設園舎の建設を前提とした事業者への説明は問題である。事業者及び議会に誤解されない丁寧な説明、または答弁が必要である。

2. 当然のことであるが、適切な事業執行は予算根拠が必要である。少なくともプロポーザル事業者からの事業提案と審査は、補正予算議決後に実施されるべきであった。

3. 重要案件については議会と密接な協議を図り、事前に十分な情報提供を行うこと。

以上、決議する。

この附帯決議案は、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で総務委員会の委員長報告を終わります。平成29年9月29日、総務委員会委員長 くまがいさちこ。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第37号第三次瑞穂市行政改革大綱についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

第三次瑞穂市行政改革大綱について、反対の立場から、その理由を主な観点に絞って申し上げたいと思います。

まず1つは、受益者負担の適正化についてでございますが、サービスを提供するための費用に見合った負担をしているかどうかに着目して、受益者と受益者でない市民との間に著しい不公平が生じないように努めると、こう述べているわけでありますけれども、このような受益者負担の適正化といいますのは、今後も際限のない負担増を市民の皆さんに押しつける、こういうものにならざるを得ないというふうに思います。本来、行政が果たすべき責務を棚上げにするのではなく、また市民の皆さんの福祉の増進を切り捨てるのではなく、このような受益者負担の考え方というのを見直していかなきゃならないのではないかなと思います。

2つ目でございますが、待機児童の問題でございます。保育所の整備、小規模保育等の地域型保育事業の活用や、また民間保育所の誘致により待機児童の解消を図る。さらには、認定こども園の普及に向けた検討を進めると述べているわけでありますけれども、これは27年3月につくられました子ども・子育て支援事業計画がございます。これは5カ年計画になっているわけですね。その中でも、この文言といいますのは全く同じなんです。

したがって、こうした中、今現在、穂積保育所、牛牧第1保育所の民営化が進められておりますけれども、これに限らず、行政大綱によりますと、今後も2つの保育所以外でも公立保育所を廃止して民営化するということが検討されてくるということは明らかではないでしょうか。

私は、これは児童福祉法が定める市町村の保育の実施義務を大きく後退させるものでありますので、こうした点について賛成するわけにはまいりません。この公立保育所の廃止、また民営化の方向といいますのは、保育の充実を願う父母の皆さんの願いに逆行するものだということを指摘させていただきたいというふうに思います。

最後に3つ目でございますが、市民参加と協働のまちづくりでございます。これは重点項目の3番目に位置づけられておりますけれども、この市民協働といいますのは、まちづくりの主要なテーマとしてこれまでも掲げられてきておるわけでありますけれども、しかしながら、この議会の中でもさまざま意見が出されまして、余り前進が見られないのではないかと、こういう指摘があるところでございます。私は、こうした市民協働はなぜ進まなかったのかと、そういう点での問題を明らかにすることが大事ではないかなというふうに思うんですね。

したがって、この位置づけは大変低いものとなっていると思います。後づけで書かれたものだというふうに思われるところでございます。

この市民協働といいますのは、市の施策を進める場合、行政のあれこれの都合をまず優先し

て、それを市民に押しつけるという姿勢を抜本的に改めていく、そういうことがなければ、この市民協働は進むわけがないというふうに思いますので、以上、そういう点を指摘させていただきまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第38号岐阜市及び瑞穂市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） それでは、質問させていただきたいというふうに思います。

今、国、あるいは政府は、これからのサービスというのは、フルセット行政ではなくて、集約化とネットワーク化を行う、これを目的として新たな広域連携を全国で進めております。これが具体的には中枢都市圏構想だというふうに思うわけですね。この中枢都市圏構想の中で中心都市といいますのは、今、協約案が提案されておりますけれども、岐阜市になるわけですが、この岐阜市の福祉、医療、教育などの行政サービスや公共施設、地域経済や雇用などを集約するということになってまいります。

では一方で、周辺となる市町村、私たちの場合には瑞穂市になるわけですが、この瑞穂市での行政サービスの低下、あるいは住民の皆さんの声が届きにくくなる。住民自治の後退が危惧をされるわけですが、

したがって、お尋ねしたいことは何かと申し上げますと、これまで連携協約を結んできた他の市町村の経験があるというふうに思いますけれども、とりわけ周辺となる市町村の状況について、委員会としてどのように検討されたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

お答えします。

他の連携協約を結んだ自治体について、委員会としてどのように調査しているかという御質問だったと思いますが、他の連携協約を結んだ地域というのが岐阜圏域のことなのか、岐阜圏域以外か、ちょっとよくわかりませんでした。岐阜市議会では、27日に協約が他の岐阜圏域については成立しておりますね。それはネットで調べても理由とかは出てきません。反対が1だったと聞いていますが。ほかのところについては、ネットとかで私は個人的に調べてありますが、委員会の中ではそういう質疑は出ておりません。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） そういったことは検討しておらんということでしたけれども、これも私、大いに懸念されるということでありまして、ぜひこれは議論されてしかるべきではないかなというふうに思います。また、岐阜圏域の連携協約でございますけれども、これに参加しない自治体もたくさんありますね。だから、そういうところの調査もやっぱり行って、なぜ参加しないのかということも踏まえて、委員会でぜひ議論していただきたいということを申し上げまして、終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

議案第38号岐阜市及び瑞穂市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について御質問をさせていただきます。

先ほどくまがい委員長のほうから御報告をいただきました中に、瑞穂市が岐阜中枢都市圏構想に参加する説明が不十分なので反対であるという反対討論があったということでございますが、これについてでございますが、これは市民の皆さん、住民の皆さんへの御説明が不十分であったということであったのか、議員の私たちに不十分であったということなのか、ちょっとこの文章だけではわかりませんでしたので、改めてお尋ねをさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） 両方あったと記憶しています。市民へのまず説明については、ホームページを印刷してきて、こんだけしか説明していないじゃないかというのを示した委員さんがいらっしゃいました。改めてそれをもう一回調べましたら、メインは総務省に飛ぶようになっているんですね、ホームページは。市としての説明があった上で総務省へ飛ぶようになっているので、市としての説明はそんなに至れり尽くせりでは確かにないと受け取られる

など思いました。

それから、議員への説明不足ではないかという意見については、もっと早くから説明してほしかった、説明するべきだったという趣旨の発言はあったと思います。ネットを調べても、2015年ぐらいからよそのまちは出てきますね。2年ぐらい前で、これは執行部の御説明どおり、2年前からもう既に検討され始めていたわけですから。

以上、そういう両方の意見がありました。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ただいま委員長のほうから、総務委員会でこの議案について協議をしていただいたところ、委員の皆さんからも市民、住民の皆さんへの説明がなされていない。また、議員にも、私が少なくともこの連携中枢都市圏の構想ですね、岐阜市を中心とした。こちらを執行部からお聞きしたのは、5月の総務の協議会でございます。その後に6月、7月、8月と3カ月、今、委員長の御説明にもありましたが、ホームページ、または瑞穂市の広報紙にはこれまでに載せられておられますが、それが7月の時期であったか8月の時期であったかはしっかりと確認を私はしておりませんが、いずれにせよホームページ、または広報紙だけの市民、住民の皆さんへの御報告と御説明であると認識する中で、やはりその間も7月、8月に自治会連合会が開催されております。私が知るところだけでは、この自治会連合会においても、岐阜市を中心とする連携中枢都市圏についての報告や御説明は一切なかったということでございます。

先ほど来から、市民協働という文言、言葉が飛び交います。私は、市民協働のまちづくりという理念を大切にする上では、そのような観点から申し上げさせていただくと、時期尚早である。このプロセス、行政がこの議案を出すにおいて、市民の方を軽視した中で、市民の皆さんへの十分な丁寧な説明もなされずに、また今までの経緯、経過の報告、説明もされずに今日に至っておる。そのようなことは、本日、この議場で採決をするにはとんでもないことではないか。市民協働ということがひとり歩きする中で、市民の皆さん、住民の皆さんにその代表である地域の自治会の会長さん等々にもお話をしていない。活字で載せただけでこのようなことを決定していいのかという思いでございます。

市長も御存じであると思いますが、論語の中に孔子が信なくば立たず、政治は庶民の信頼なくして成り立つものではない、まさしく市民、住民の信頼なくして政治は成り立つものではありません。まちづくりはできるものではないという思いから、この採決においては退席をさせていただきたいと思っております。以上です。

[8番 森治久君 退場]

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

私は、この連携中枢都市圏の議案については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。総務省のホームページで、この連携中枢都市圏に何が求められているのか、大きく3つのことを書いてあります。

1番目は、圏域全体の経済成長の牽引、産学官の共同研究、新製品開発支援、6次産業化支援等と書いてありますけれども、これは人口減少だけでも、東京一極集中がとまらないと。人口が東京へ一極集中する。これをとめようと。だから、名古屋圏とか大阪圏、福岡圏、もう少し小さいところでも、各連携をして、人口のダムをつくろうという考え方のようですね。その言葉は、総務省の中でも上げられています。果たして、東京へ集中するのはなぜか。これは東京で仕事があるからです。この東京の仕事のある状況をとめるということは簡単なことではないですよ。若者が就職先に東京へ目指す。これをとめるということは大変なことです。それを、この連携中枢都市圏、圏域全体の経済成長を牽引するというこの内容でもって本当にとまるのか。今、岐阜市連携で案が出ていますけれども、これらの内容で果たしてそれがとまるのかどうか、私は難しいと思います。

最後に述べますけれども、もっと別の視点での考え方が必要だと思いますので、この1番目についてもなじまない、できない。

2番目、高次の都市機能の集積強化とあります。具体的には、高度医療の提供、体制の充実、高等教育研究機関の環境整備等、特に高度医療の提供体制とあります。私は先日、もとす医師会のある役員の医師の方と面談をさせていただきました。その方のお話によりますと、瑞穂市の場合、1次救急医療体制については、もう既にもとす広域連合療育医療施設休日緊急診療所等々で体制が整っております。そして、第2次救急医療体制についても岐阜市輪番制に参加するというので、もうこれは進んでおります。そして、第3次救急医療体制につきましても、岐阜大学の高次救急医療センター、そして岐阜県の総合医療センター、救命救急センター、ここの連携を進めている。つまり、もう既に高次医療の体制については瑞穂市は進めているわけです。これは、本当に住民サービス、瑞穂市がかねてから単体ではできないところを既にやっていることが再度明らかになりました。

3つ目は、圏域全体の生活関連機能サービスの向上。具体的には、地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成等とあります。この地域医療確保のための病院群輪番制の充実、例えば岐阜市の連携中枢の連携イメージの中に、小児1次医療体制の確保とありますけれども、既に瑞穂市は、岐阜市民病院と連携して小児1次救急体制を確保しているということのようです。そして、病児・病後児育児保育につきましても、これは本来、瑞穂市の中で進めるべき問題だと。病気にかかった子供をわざわざ岐阜市とかまでお母さんが預けて、それで働いて戻ってきて連れに行くということは、岐阜市にお願いするんじゃないで、これはまず瑞穂市内でやるべきことだという御意見です。

私は先ほどから、東京一極集中をとめるための人口ダム、これは基本的にできないと申しました。そのかわりにすべきことというのは、岐阜市と連携して、必要なサービスをこれから模索する。まちづくりに関して、岐阜市と連携してやるという意見もありますけれども、人口減少の中で、まず瑞穂市のこのまちの中で、瑞穂市が人口減少に対してすべきことをまずするという方向転換が必要じゃないでしょうか。

残念ながら、瑞穂市はまだ人口がこれから増加するということが枕言葉になっていますけど、必ず減少すると。その減少するのを今からどうすべきかという。瑞穂市独自の単体でまちづくりを考える必要があると思います。岐阜市連携によって、岐阜市にある意味頼る。岐阜市主導でまちづくり、連携することによって何か頼るという姿勢ではなくて、まず瑞穂市が真剣に人口減少に対して何をすべきかということをするということが今求められているというふうに思いますので、私はこの連携中枢都市圏構想については反対であります。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 議席番号15番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、議案第38号岐阜市及び瑞穂市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、賛成討論を行います。

瑞穂市は、現在人口は増加していますが、いずれは人口が減少、あるいは少子・高齢化の進展といった社会構造の変化や多様化、高度化する行政サービスなどに対応しなければなりません。今後、行政の役割はますます増大していくと考えられます。

その一方で、瑞穂市の財政状況は厳しさを増してきております。将来にわたって住民サービスの維持、向上を図っていくためには、行財政基盤の強化が必要と考えます。また、交通・通信手段の発達や都市化の進展に伴い、住民の日常生活や経済活動の範囲が拡大し、地域における課題解決、広域的な視点を欠くことはできません。このような状況のもと、現在、瑞穂市においては、消防やごみ処理など単独で処理することが困難で、高度な専門的事務や広域的に処

理することでの事務の効率化が図られる事務について、一部事務組合や広域連合といった広域行政の制度を活用し、それぞれ大きな成果を上げていると私は思います。

しかしながら、制度によっては複数の市町に加入しているため、責任の所在が不明確になることや、関係市町間の連絡調整に時間や労力を要し、迅速な意思決定が困難になるという課題もあります。今回の連携協約は、自治体間における柔軟な連携で地域の実情に応じて締結し、政策面での役割分担についても自由に盛り込むことができます。また、広域事務組合のような別組織をつくらずに、より簡易で効率的な相互協力の方針であると考えます。

議案第38号岐阜市及び瑞穂市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の別表に記載されております圏域の観光資源を活用した魅力向上と情報発信による圏域への誘客拡大及び交流人口の増加、広域的な医療体制や安定的な医療を提供できる体制の構築、子育ての環境の充実、高齢者の介護対策等の福祉の向上などを広域で行うことが瑞穂市にとって必要と考えます。

よって、今回の連携協約を締結し、当初から岐阜連携都市圏に参加することによって、瑞穂市の行政サービスの向上維持のため、先ほど申し上げました事項を都市圏ビジョンに十分反映させ、それに伴う国の財政措置を受けることが重要と考えています。途中からの参加では、瑞穂市の行政サービスの向上につながる広域連携政策が都市ビジョンに十分盛り込められないことが考えられます。

一方、協約の執行をとめることはいつでもできます。

よって、議案第38号岐阜市及び瑞穂市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結については、賛成討論といたします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

先ほどの質疑の中で森議員がおっしゃっておられましたけど、私も全く同感だというふうに思います。住民の皆さんが、この岐阜市との連携協約というのは何ぞやと、ほとんど知らされていない。また、これも理解できない、こういう中で、こうした重要な岐阜市との連携協約ですけれども、果たしてこれを結んでいっていいのか、本当に大いに疑問が残るわけでございます。

ですから、先ほど来、市民協働ということがありますけれども、やっぱり住民の皆さんにお知らせして、住民の皆さんの合意を得て、そして行政は進めていくと、これは当たり前のことじゃありませんか。こういったことがなされないような協約というのは、私は絶対に認めるわけにいかないというふうに思います。

もう一つ指摘をさせていただきたいと思います。

先ほど私、質疑の中で、岐阜市との連携協定を結べばどうなるかということですが、簡単に申し上げますと、結局これは岐阜市がうんと、ええよということしかできないんですよね。瑞穂市が私もやりたいと言っても、岐阜市があかんと言ったらもうそれはできないということですね。つまり、連携協定は岐阜市が主役なんです。

したがって、経済の活性化、あるいは都市機能の集約、こういった問題は全部岐阜市が中心になっていくわけですね。したがって、瑞穂市の福祉なども集約されていきますと、大きな後退を招く懸念があるわけです。

じゃあ、その懸念に対して、議会としてはどうしていくのかという問題はこの連携協約の中で何も触れられていない。つまり、制度設計が先あって、それに対して、議会として同様に参与して、議会として意見を反映させていくのかと、こういうことは一切この中にないですね。私、これは大変危険なことだというふうに思います。例えば今回の連携協約の提案にしても、議会の直前にこういうことが実はありましたと。今度、9月議会で議決してもらわないかんもんで報告するんですと。実際になって報告されたわけでしょう。こういうことが今後いろいろ起きるといふふうに思います。後から報告されて、じゃあ何だと、そんなこと知らなかったよと。それは大変危険なことだというふうに私は思うんですね。その可能性が多いにあるといふふうに思います。

例えば、この連携協約の話し合いの内容についても、2カ月に1回は議会に報告しますよ、あるいは議会の意見を踏まえて話し合いを進めていきますよと、そういう位置づけはどこにもないですね。私、そういう点でいいますと、議会も機能しなくなるようなこんなやり方はあかんのではないかなというふうに思いますので、反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

議案第38号岐阜市及び瑞穂市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、賛成の立場で討論をいたします。

行政執行部から、この議案について議会が説明を受けたのは、2カ月ぐらい前だったと思います。3カ月に及ばなかったと思います。そのときに、議員の方々からは反対のような意見が幾つも出ました。私は正直に申し上げまして、連携中枢都市圏構想ということは、その時点で知りませんでした。ですから、どういうものなのかなと思って反対意見を傾聴、尊敬して聞かせていただきました。9月議会で採決すると言われましたから、それまでに自分の態度を決めなきゃいけないからです。そのときの反対といふか懸念を示された議員の皆様の意見は、覚えている限りを話しますと、説明が遅い。今まで説明がなかった。同時に、市民のどのように説

明するのか。2つ目、岐阜市とは差があり過ぎる。3つ目、瑞穂市にメリットがない。4つ目、瑞穂市の独自性が失われる。5つ目、むしろ西濃地区と組んでリードする立場になったほうがよい。6つ、行く行くは道州制も絡んで合併されるのではないかと、大体以上のようなことだったと思います。

これまでの間、これらのことがきょうのこの採決の日まで反対として適切な理由かどうかということはずうっと調べたりしながら考えてまいりました。その結果、本日、私は賛成の立場をとることといたしました。

以下、理由を述べます。

大きく言って、連携したほうがしないよりは瑞穂市のまちづくりは確実に進むと思われるからです。参考資料によりますと、連携分野は大きく3つ、ア、経済成長、イ、高次都市機能の集積・強化、ウ、生活機能関連の向上です。このうち、私はウの生活環境の強化に強く引かれます。ウの中には、さらに、A、生活機能の強化、B、結びつきネットワークの強化、C、圏域マネジメントの強化と分かれていまして、具体的には、子育て環境、高齢者の介護、福祉の向上、学校教育、社会教育環境の整備、市民活動支援、人事交流等が上げられております。今申し上げた中で、福祉、社会教育、市民活動、人事交流はちょっと私の範疇ではありませんが、といったようなものは、ずうっと私今14年目になります、このまちではおけている、やってほしいとずうっと訴えてきましたけれども、依然としてほとんど進んでいない状況です。

私は今までも絵本活動や図書館活動や市民活動等で岐阜の市民の方や行政といささかの交流はありましたが、この9月議会が始まって間もなく、岐阜市の市民団体からある依頼が飛び込みました。瑞穂市の困った状態の家族、特に子供たちのために、岐阜の市民団体がお世話するから、経費の補助金申請だけは瑞穂市役所にしてもらってほしい、瑞穂市民なので。という内容でした。これは岐阜の市役所から言われたわけですね。瑞穂市民なんだから、補助金申請は瑞穂市からしかできませんと、こう言われたわけです。

行政にすぐに話しました。書類も出しました。すると、すぐに福祉課と教育委員会も動いてくれたようですが、なぜ岐阜市の市民団体が瑞穂市の非常に困った家族の面倒を見ることになったのでしょうか。詳細は申し上げられませんが、根は非常に深いと思います。瑞穂市総合計画1次、2次、行財政改革大綱1次、2次、3次に一貫して掲げられている市民協働は、単に絵に描いた餅という現状です。総括質疑でも指摘しましたとおり、瑞穂市は市民協働は全く動き出していないと。育成すら動き出していないと言っても過言ではないと思います。

今議会でも再三再四これまでも市民団体の育成支援のために、まずは公共施設のデッドスペースに机と椅子をと訴えても、必要を感じませんというお答えでした。その後、市民団体の方が椅子と机を用意してよと言ったので、私は頼まれて言っているわけじゃないんです。自分で出してくださいと言いました、私が言っても聞いてくれないからと。瑞穂市役所の職員は、大

変有能で真面目だと思います。しかし、視野の広さと理念の高さと思いの深さは不足していると言わざるを得ません。連携協約を結びますと、圏域職員の能力向上というのがこの中にあります。相互交流して、お互いにノウハウとスキルを学び合うというのがあります。岐阜市議会では、おととい27日に反対1の賛成多数で、各市町との連携協約を可決しておりますが、いろいろ岐阜市の市議員にお話を伺いました。岐阜市で進んでいるのは、市民協働と福祉と子供分野だそうです。子供の学習支援ネットワークは11団体が連携し、市民協働の協議の場というところで、市民団体と市役所の関係部署が一堂に会して協議し、例えば学習指導員1人の時給1,400円は、初めは子供3人につき1人の指導員だったのが、この協議の場で話し合われた結果、子供2人につき指導員1人、時給1,400円に改善されたそうです。そして、学習支援だけではなく、食事支援、丸ごと家族支援、生活支援まで今は広がっています。

先ほどの瑞穂市の家族は、こうしたシステムの中で岐阜市に支援されているのです。メーリングリスト160人が登録し、この中で小学校5年生の男の子の自転車はないか、あるよ。冷蔵庫が壊れた、ないか。はい、持っていますと発信すると、大抵のものは調達されるという市民のネットワークです。これを岐阜市は育成支援してきたんです。拠点ごとに業務用の大型冷蔵庫が設置され、食料支援もすぐにできる体制だそうです。

エールぎふという子供から若者までのワンストップ窓口が市役所、子ども未来部の中にシステムとして位置づけられているそうです。連携協約を結んで、圏域職員の能力向上を図っていただきたい。各分野の特に市民協働、福祉、子育て、こうしたもののノウハウ、やり方とスキル、具体的な技術を学んでいただきたいと思います。瑞穂市は、特に市民協働、福祉、子供分野がおくれている、対応が急がれております。岐阜市はこれが全国でも特に進んでいるところなんですね。この分野の施策が瑞穂市で進むだけでも、10年後に一層進む少子・高齢化に向けて、今土台づくりができる。そのために連携協約を結ぶ意義があるというのが私の結論です。反対議員の皆様の中には、確かにそのとおりだと。例えば説明が不足しているとか。これらは、今後改善されていけばいい、改善していただきたいということで、反対するにはもったいないと私は思います。こちらが利用させていただこうではありませんか。瑞穂市はプライドもあるでしょうが、ヘルプ・ミー、足りないものは助けてと達者な人から教えていただく姿勢が大切だと私は思います。これが使えるか使えないかは行政と議会の議員のこれからの態度いかんではないでしょうか。甘いでしょうか。

以上が私の賛成討論です。迷っていらっしゃる方も多にお聞きしました。ぜひ一人でも多く賛成して、自分たちよりも高度なノウハウ、スキルを持っている方たちには教えを請うといった謙虚な姿勢も必要かと思ひ、賛成討論をさせていただきました。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第38号ですけれども、反対の立場からお話をします。

もうたくさんの方から、反対意見についてはるる述べられておりますので、私は、各務原市と羽島市については、市長自体が議会へこの話は上程しないと言っていますよ。ということは、そこら辺をよく見きわめてみる、入っていいか悪いかということは。ただ、瑞穂市としては、行政が判断を自分たちでよく決めないんですよ。だから、議会へ持ってきておる。議会でああやこうやとやってくれと言っておるんですよ。

私は、総務委員会に先日、委員外議員ということで傍聴をしておりました。その中で、副市長のほうから、今まで岐阜市と消防の関係で非常に長年つき合ってきたと。ですから、この中枢連携都市構想の議案を通してもらわんと、信頼関係が薄れてしまうと、こういうような議員に判断する、どう言ったらいいかな。言葉は悪いんだけど、おどしみたいのようなことで説明されておるんですよ。それを聞きまして、これはもうだめだと。僕はこんな連携に入ってはだめだと。瑞穂市の独自性を持ってやる。後からでも入れるんですよ。各務原市も入っていませんね。羽島市も入っていません。そこら辺をよく今後検討して、その動きを見ながら検討して、これはどうしても行かないかなとなれば、後からでもいいんですけれども、今現在としては、この議案については私は反対ということでございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 議席番号6番 杉原克巳でございます。

この中枢連携構想につきまして、賛成の立場をとりました。ということは、私もいろいろ悩みました。最初は、私はこの話が出ましたときに、6月の議会に突然出ましたもので、何も知識もありませんでした。当然私はそのときに一番思ったのは、そのときに質問させていただきましたんですけど、これは合併が前提じゃないですかということを申し上げたんですね。そうしたら、これは絶対合併は前提じゃないというところで、一つ私の問題が解決しました。

それ以後、我々の勉強会でいろんな大学の先生をお呼びして講義を受けたり、先般も議員研修で倉敷の部長さん、備後中枢都市圏構想についてお話もいただきました。それでも私、まだなかなか理解ができなかったものですから、ホームページ、先ほどくまがいさんも言われておりますけど、総務省のホームページも見ました。それは推進派ですから、いいことばかり言っていますね。じゃあ、反対の人の意見もないかなということで、これも自治体問題研究所の先生の意見もいろいろ参考にさせていただきました。

要するに、推進派と反対派それぞれの立場で水かけ論なんですよ。これ、まだ実際に何も

基本的に、こんなこと、私、知識がないもんで言っていかなんですけど、まだ本格的な動きは出ていないんですよね。まだプランニングの段階で、これから実施という段階で。ですから、物事には、私は民間人の出身ですから発想がちょっと変わっておるかわかりませんが、やはりその段階で修正というのはあるわけなんです。最初に計画を立てたものが、最後まで絶対その計画どおりにいくということは、事業という観点からおいてなかなか私はないと思うわけなんです。ですから、それが別に修正がいいというわけでは言っておるわけでもありませんけど、そのようなことで、それで私が今回の決め手になりましたのは、それぞれあると思うんですけど、まず最初に言いました、要するにこれは合併前提ではないですよということですね。私は合併ということになりますと、ちょっと話は違いますから。

それから2番目に、じゃあ私たちの瑞穂市の今の立ち位置を考えた場合に、本当に単独で事業展開ができるかということなんです。要するに、現時点の二、三年後の中期的な展望ではいいんですけど、これが10年、15年という長期的な展望に立って、要するに木じゃなくて森を見た場合に、単独で瑞穂市というのは存立できるかと、自治体が。私はそういうふうに懸念しておるわけなんです。それには、やはりこの広域行政に、そういうところでお互いにいいストロングポイントを持ってみえるところの意見を聞いて、それを連携してスクラムを組んでやっていくということが、これがひいては瑞穂市の発展になるんじゃないかなということで、やはり同じ井の中のカワズという表現はちょっとまずいんですけど、やはりもう少し視野を複眼的な見方をしていただきまして、物事を、こういう大きな問題点というのは複眼的な思考でやらないと、単視眼的な発想では私は見誤るという観点が2つなんです。

そうしまして、3つ目は、13日の総括質疑で、市長が元気よく、この瑞穂市の立ち位置というものをしっかりわきまえて、メリ張りのある判断をするということをおっしゃいました。それなりにそういう信念があるから言葉として出てきたということをおっしゃるわけではございません。

それから、ちょっと時間ありませんから、ここら辺でとどめておきますけど、僕はこの3つのポイントからいっても、やはりタイミングということで先ほどありました。後から要するに入ってもいいじゃないかということもありましたけど、例えば民間の会社で吸収合併というお話があるとしますと、例えば3社が合併すると言ったときには、1社と2社がやって、後から3社目が入ってくると、なかなか居心地が悪いんですよ。そういうこともあるんですよ。ですから、そういう考えがあるなら、思い切って飛び込んでみるというのも一つの方法だと思います。そこで、あと2年後には、議会の承認を得て、これはちょっとまずかったなということになったら、またそれは出たらいいじゃないですか。

やはり考えておっても、私、これは時期尚早だという話もありますけど、我々の地域というものは、これ以上余り膨らまないと思うんですよ。ですから、これは時間の無駄だというふう

に結論づけております。ちょっと言い過ぎかわかりませんが、ですから、断を下すときには思い切って決断をします。それは吉と出るか凶と出るかということになるんですけど、そういうばくちではございませんけど、そういうめり張りをつけた議案というのもの、やはり結論を出すということも私は大事じゃないかなというふうに思いまして、私はきのうまでは実は中立だったんです。きょう、一つ大きなファクターということで、岐阜市長が4選に出馬されないと、細江さんが。そういう新聞報道もありましたので、これも私はいいほうに考えたんですよ。そうすると、瑞穂市のポテンシャルティーというものが発揮できるんじゃないかなと。ちょっと私のひとり言の考えなんですけど、市長はどういうふうに考えておられるかわかりませんが、私だったら、それをうまく活用すると、うまく利用するというのも、これも一つの方法じゃないかなというふうに考えて、私の賛成の弁とさせていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

〔8番 森治久君 入場・着席〕

○議長（藤橋礼治君） これより議案第39号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第41号平成28年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

平成28年度瑞穂市一般会計決算の認定について、反対の立場から、その理由を述べさせていただきます。

平成28年度におきましては、市民の皆さんの要求が前進したものがございます。子供の医療費が高校卒業まで無料化になりました。また、中学校のエアコンの設置などが実現をしております。など、そうした前進があるわけでございますけれども、しかしながら、この瑞穂市においては、他市と比べても福祉というものが大きくおくれたままではないかというふうに思います。

そこで、2つの問題を述べたいというふうに思います。

1つは、やはり待機児童の解消の問題でございます。待機児童は、県下で瑞穂市がただ1つというふうな状況が相変わらず続いております。これは子ども・子育て支援事業、瑞穂市として平成27年に5カ年計画がつくられておりますけれども、この中で、とりわけ未満児の保育の見込み量が抜本的な見直しが必要にもかかわらず、その基本計画が見直されないまま進められております。しかも穂積保育所、牛牧第1保育所については、公立保育所を廃止して民営化が進められておりますけれども、先ほど来申し上げておりますけれども、安心・安全の保育を願う父母の皆さんの願いにこれは逆行するものだということを申し上げておきたいというふうに思います。

もう一つは、子供の貧困対策の問題でございます。最近、厚生労働省が発表いたしました貧

困率は、7人に1人というふうになっております。若干この貧困率が改善をしておるわけですが、依然として高水準になっているというふうに思うわけでございます。この瑞穂市においても、そういった状況があるにもかかわらず、私は一般質問でも申し上げましたけれども、就学援助の受給者の割合というのは県下最低水準、こういうままだということを指摘したいというふうに思います。

教育の現場でこそ、子供たちが置かれている貧困の実態、最もリアルに、また深刻に見てとれるはずだと思いますけれども、こうした状況を考えてみたときに、就学援助のおくれ、子供たちに対する貧困対策のおくれ、これは大変大きな問題だというふうに思います。待機児童の問題、あるいは子供の貧困、こういったことを本当に待ったなしに課題として早急に解決していかなくやならない問題だというふうに申し上げまして、この一般会計の決算の認定については、以上の立場から反対を述べさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第41号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第49号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の委員長報告は、原案を可決した上で別紙附帯決議案を可決すべきとするものです。

したがって、まず原案について、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

原案が可決されましたら、附帯決議案について、質疑、討論、採決を行います。

これより議案第49号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

議案第49号でございますけれども、合併市制15周年事業として650万円があるわけですが、これがどうしてまち・ひと・しごと創生総合戦略の予算になっているのか。そこら辺について、総務のほうでどんなお話し合いをされたのか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

委員会の中では、その質疑は出なかったと思います。隣席の副委員長も記憶がないと言っておりました。でもどこかで聞いたような覚えがあります。会派説明会で出ていたのか、ちょっと委員会の中では出ませんでした。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

議案第49号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、反対討論をします。

平成29年度瑞穂市一般会計当初予算編成における方針は、ここ数年における予算規模が膨らみ、基金を取り崩して財源を賄ってきております。

そこで、予算規模を縮小し、不要不急の事業は後の年度とし、補正予算についても経常経費は当初予算とし、補正予算では行わないと副市長が議会で答弁しているのであります。

それが、この補正予算は経常的な経費が多くあると考えます。こんな朝令暮改でいいでしょうか。議会答弁と異なったことを平然と行われ、説明もありません。

説明責任という点では、歳出で総務費、総務管理費、まち・ひと・しごと地方創生推進費の業務委託料について、民間施設活用事業440万円、また合併・市制15周年事業の一環ということですが、合併・市制15周年記念事業業務委託料として計上している650万円の内容が説明もなく、積算根拠も不透明である。また、合併15周年記念事業がどうしてまち・ひと・しごと創生総合戦略事業の予算で支出するのか。総合戦略に位置づけていることもよくわからない。総合戦略で言っておるのは、平成27年から31年にかけて行う事業。1として、地域ブランドの創生、魅力向上、2として、移住促進、空き家、空き店舗の活用、3として、JR穂積駅圏域拠点化推進事業の促進ということで事業費が三千五百何万円上げられております。これが今言いましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の予算でございます。この中にどうして合併の記念行事が入るのか。総務協議会でも全員協議会でも説明がないまま予算計上され、会派説明でも何も説明がありません。このような詳しい説明がないまま議会に議決を求めるのは、議会軽視のほかに何物でもないが、内容がわからずして賛成できるものではありません。

内容が不透明なのはこればかりではありません。民生費の保育所費設計監理委託料329万4,000円、工事請負費6,457万5,000円は、穂積保育所を民営化するものである。公私連携の保育事業に係る仮設園舎等の経費であるが、市にしてみれば一時的な仮設園舎等の経費は不用額になることは望ましいと考えるべきだが、当初から仮設園舎ありきで進めていないのか、疑惑や疑念を抱くものであります。当初から仮設園舎ありきで進めているのであれば、仮設園舎を必要としない提案があること自体が不自然である。これは手続の正当性、公平性、そして情報開示の欠如である。しかし、この議会に仮設園舎を予算計上するためには、8月中に予算査定を実施していることからすると、仮設園舎ありきと考えざるを得ない。3社の民間保育事業者からの提案が議会中である9月16日土曜日にあったらしいが、その提案の結果を待ってから仮設園舎等の経費を予算計上すればいいのではないかと考える。間に合わないならば、この議会中に追加議案を提出すればいいのではないか。この点については明確にすべきである。一般的に考えると、新園舎は、東側の現園庭に建築し、現園舎がある部分を園庭にすることで、北側にある公園と見晴らしもよくなり、開放感もある。そして、災害時における避難場所としても有効に活用できると考えるが、そういう視点もありません。市役所内部で十分協議されているのか、これでは疑問や疑念が起こってしまうものであります。

このように、議案に対する説明がなされていない。これはこの議案に限ったことではない。説明責任が果たされていない。平然として予算計上しておいて、説明しない。説明できないことが多い。議員も市民も不在になっている。議会基本条例やまちづくり基本条例など、全く無視している。副市長からは、常に皆さんに資料を提示して、計画的に進めますと言うばかりでできていない。もっと早くから議会にも市民にも説明し、計画的でなければならない。これらはもはや行政の瑕疵であることから、反対討論とします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、附帯決議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 議席番号9番 庄田昭人でございます。

ただいま附帯決議についての質疑をさせていただきます。

附帯決議についてといったところで説明がありました。また、附帯決議の中の強く要望する意見の中の1. 仮設園舎の予定位置までを事業者に示していたとのことである。予算の議決前に仮設園舎の建設を前提として事業者への説明は問題である。この点について、先ほどの委員長報告の中で説明があったのは、選定業者と打ち合わせて変わっていく可能性がある。この部分が一つの結論になっているかな。もしくは仮設園舎を建てたほうがいいのか、建てないほうがいいのか、その報告が前であったのか後であったのかということが問題であるなというふうに確認はさせていただきましたが、そうすると、仮園舎に建設ありきと疑わすような答弁はしてほしくないということでもありますので、仮設園舎について大きな問題があるというふうに感じさせていただきましたが、提案する際には、何も無い状態ではできないので条件をつける。それは決定条件ではなく、市の案を説明する。市の考えとしては仮設園舎を建てる場合の場所、広さを提示している。提案される業者にはいろいろな案があり、その中でプロポーザルを行っている。その結果について予算を活用していくという答弁をしていることから言うと、この業者への説明は問題であるといったものは前なのか後なのか、この仮設園舎の建設を前提とした業者への説明は問題である、この点についてどのような問題があったのか、これでは説明の中では、私としては委員長報告の説明で十分理解ができるんですが、この提案の中の業者への説明は問題であるといった点について、もう一度説明をしていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） 今、庄田議員から一言ではよくわからないという質疑がございました。しっかりこれをお読みいただいているんだなってよくわかりました。つまり、司会をしていても、そしてその記録に基づいて、テープ起こしは事務局がしていただいて、私はメモと照らし合わせて、担当部局と一緒に精査しているわけですが、これでオーケーで出したんですけど、読んでいてもよくわかりません。今2つ申し上げましたね。司会をしていてもよくわからないし、執行部と委員のやりとり。そして、まとめを読んでもよくわかりません。つまり、このやりとりがあったのは事実です。でも、テープ起こしをするとこうなるんです。

そこで、私が司会をやりながら執行部に申し上げたのは、答弁は一貫して答えてくださいと申し上げました。つまり、去年、私、文教厚生委員長をやっていたんですけど、その時点からずうっと聞いているのは、仮設園舎が必要となる、プロポの結果ですね。業者になるか、それとも仮設園舎は必要ない業者になるかは全くわかりませんと。ですから、どっちにでも対応できるようにしておきますと言われたんです。それを聞いていましたから、ああいいなと思って、

これが出てきたときにも、もうそれに対応できるようにこの予算が組まれていたんだなと私は了解していたわけです。

ところが、議員からその辺は仮設がある業者が初めにありきの予算じゃないかと言われたときの答えが、この予算は、仮設に使いますみたいなことを答弁したんです。私ははっきり、それは仮設になった場合にこの予算を使いますという意味ではないですかと、これはテーブルに残っていますから。そうしたら、そうですと言うんですよ。でも、その前の答弁を聞いていたら、もう仮設ありきみたいに聞こえちゃう答弁なんです。

それで、これを読んでもよくわかんないし、私も司会をやりながら確認せざるを得なかったし。でも、全部まとめた書き方はできないようなやりとりなんです。ということで、混乱をしていただくのは、非常にきちんと読んでいただいた結果だということです。

以上で説明はよろしいでしょうか。極力、委員側と執行部側の論点を整理しようとしたんですけど、今申し上げた以上は整理できませんでした。済みません。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） くまがい委員長の説明が、今理解できたのは、私の質問がわからないというふうに最初感じましたが、そうしたら、その内容ではなく、委員会当時の中のやりとりがわかりにくいようなことであったということでありました。この点について、また先ほど松野議員が言われた中にこの部分にも触れておりました。そこの中の部分においては、ああ、そういうことかというようなことが少し、松野議員の発言の中から酌み取った部分もありますので、そうすると、今回の提案についてということでもありますので、業者及び議会に誤解されない丁寧な説明といったところではありますが、ここは本当にもう少し深く内容が理解できるとよかったかと思うんですが、松野議員の発言その他等感じ取ったところから言うと、この部分については理解させていただきました。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、附帯決議案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから附帯決議案を採決します。

附帯決議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、附帯決議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第56号から日程第22 議案第58号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第20、議案第56号人権擁護委員の候補者の推薦について（その2）から日程第22、議案第58号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場機械設備改築工事委託契約の締結についてまでを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、3件の追加提出議案について御説明させていただきます。

まず議案第56号人権擁護委員の候補者の推薦について（その2）であります。

現人権擁護委員の赤尾りえ子氏の任期が平成29年12月31日で満了となることから、新たに竹本美晴氏を候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第57号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の締結についてであります。

犀川遊水地事業、五六川改修工事に伴う牛牧排水機場改築工事を施工するに当たり、国土交通省中部地方整備局と委託契約を締結するものであります。

最後に、議案第58号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場機械設備改築工事委託契約の締結についてであります。

同じく犀川遊水地事業、五六川改修工事に伴う牛牧排水機場機械設備改築工事を施工するに当たり、国土交通省中部地方整備局と委託契約を締結するものであります。

以上、3件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議賜りまして、適切なる御決定いただきますようお願い申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後0時13分

再開 午後1時48分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま一括議題となっております議案第56号から議案第58号までについて、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第56号から議案第58号までについては、委員会付託を省略することに決定をいたしました。これより議案第56号人権擁護委員の候補者の推薦について（その2）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

人権擁護委員の候補者に竹本美晴君を適任とする意見の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第56号は適任とすることに決定をいたしました。

これより議案第57号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の締結についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決いたします。

議案第57号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

これより議案第58号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場機械設備改築工事委託契約の締結についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

議案第58号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場機械設備改築工事委託契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 1 時53分

再開 午後 2 時23分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。ただいま市長から、議案第59号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 議案第59号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 追加日程第1、議案第59号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、1件の追加提出議案について御説明させていただきます。

議案第59号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）であります。

今回の補正は、昨日、28日付で衆議院が解散となり、それに伴う衆議院議員選挙に係る補正予算となります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,818万2,000円を追加し、総額174億4,821万3,000円とするもので、歳入としては、衆議院議員選挙事務県委託金1,800万円と財政調整基金繰入金18万2,000円を計上し、歳出としては、選挙管理委員会費に18万2,000円と衆議院議員選挙費1,800万円を計上するものであります。

以上、1件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第59号を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第59号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第59号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

議案第59号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第23 発議第3号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第23、発議第3号受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

10番 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番 若井千尋です。

ただいま藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、清水治議員、若園正博議員の御賛同を賜りまして、受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書。

受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要である。

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5,000人と推計している。

たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある一方で、世界保健機関（WHO）は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置づけている。この現状を脱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策の取り組みを国際社会に発信する必要がある。

そこで、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取り組みを進めるための罰則つき規制を図る健康増進法の早急な改正を強く求める。

1. 対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。
2. 屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組み条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。
3. 屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。

また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講じること。

4. 各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を検討すること。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定によって提出いたします。

なお、可決いただいた後ですが、提出先は、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣です。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

まず2点お尋ねをしたいというふうに思います。

この意見書の趣旨説明の中で、世界保健機関（WHO）ですが、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置づけておるというふうに述べられておりますけれども、その理由は何なのかというのをまずお尋ねしたい。

2つ目ですけれども、WHOのガイドラインというのが意見項目の中にありまして、それを十分に考慮すると述べられておりますけれども、WHOのガイドラインとは一体どのようなものかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） ただいまの小川議員の質問にお答えします。

WHOの最低ランキングに記されておるということに関しましては、多分日本が一番喫煙が多いということで私は理解しておりました。さらに、このWHOのたばこ規制枠組み条約の第8条の実施のためのガイドラインといいますのは、私もネットで調べましたら、このガイドラインの目的、本ガイドラインは、WHOたばこ規制枠組み条約の他の条項及び国会の意図に合わせて、締結国が枠組み条約第8条に定めた義務の遂行を支援することを目的とする。本ガイドラインには、入手不可能な最善の科学的根拠とたばこの煙にさらされていることを減らすために効果的な対策をうまく実施している締結国の経験が活用されています。

要は、棒読みしましたけれども、このWHOの中でたばこの煙が害であるということに対し

て、それを抑制していく、保護していく、そのことを進めておるのがこの第8条の条例だというふうに解釈しております。

ですから、この条例を進めていくこと、条約を進めていくことが受動喫煙から守っていくということに対して趣旨文の中で説明させていただいたというふうに理解しております。

十分な説明ではないかもしれませんが、要は、もう一度言いますけれども、このガイドラインというのは、たばこの煙にさらされていることを保護するということを進めておるということで御理解いただければというふうに思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） もう一点お伺いしたいんですけれども、4番目に、各自治体の路上喫煙規制条例等の調整を視野に入れてと書かれておりますけれども、瑞穂市は路上喫煙規制条例というのはあるんですか。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 小川議員の質問にお答えします。

当市は、そういったものはないというふうに認識しております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） できましたら、意見書を出されるときに、瑞穂市の現状というものを踏まえて出されたほうがいいのではないかなというふうに思います。もちろん受動喫煙というのは、私がかねがね思っておりますけれども、これはやっぱり阻止しなきゃならないと。かつてはたばこを私も大分吸っておりましたので、そのときには抵抗感がありましたけれども、今は、本当にこれは進めていかないかというふうに思います。

例えば穂積駅の構内に喫煙所があります。あれは、そういう意味では、一つはいいことかというふうに思うんですけれども、しかし、路上喫煙禁止条例というのは、瑞穂市にはまだありません。こういったことも念頭に進めていくことが必要ではないかなということを申し上げまして、終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武。

この提案に対して直接反対するわけではないですけど、今、小川議員の言われたことで少し認識が違ような意見がありまして、その辺を含めて質問というか、答弁していただければいいし。

というのは、駅に喫煙所をつくりましたですけれども、あれはオープン状態で、煙で云々すると受動喫煙になる場所なんです。そして、なぜかという、煙は粒子が細かいものから、肺に入って、そして赤血球と結合して脳まで行っちゃう。だから、そういう形の危険性がすごくあるからこそ、受動喫煙に関して、赤ちゃんとか小さい子には特に影響があるものだから、公共の場所、そして人が集まるような道路上でもそうですけれども、することに関してはやめるべきだと。だから、その意味でいうと、今駅につくってある喫煙場所というのは、あれはオープンで、たばこの吸い殻等を言っているけれども、本来はあそこで吸わなくて、うちまで帰ったりいろいろする人があそこで吸う。だから、行政があそこで何ぼ吸っているというのは、まことに邪道だと思う。吸わないようにするのが公共の場所でしょう。あそこも公共の場所の一部で、赤ちゃんを背負った方とか、いろんな方が通れば、あそこで煙の害があるんですから。

だから、本来は、言われていたのは、条例を定めて、駅周辺何キロ以内に関しては禁煙の場所にするとかいう、そういうことをしなくて、二百何万して、駅から褒められたとか、全然本末転倒。そんなことを行政が自慢して、本数を数えるなんていうのは本当に邪道。その辺のことを含めて、私自身は、瑞穂市のことで、今、小川議員が言われた。あそこにつくったことに関していえば、密閉式にして、そして排煙というか、フィルターにして、ゼロにして外に出す方式をして、200万かけな1,000万かけてもいいですから、そこまでやるならば当然いいことですけれども、あんな状態で、前に木を植えて、ちょっと中に入って云々するという隠れた場所をつくっただけ。そんな無駄なことをすること自体がおかしなことで、その辺のことで、受動喫煙に関していえば、前の西岡さんも受動喫煙して、肺の件とか、いろんなことを写真で出したぐらいに、非常に重要なこと。本人がある程度吸って、そういう問題を発生するには、それはだめですよ。けれども、吸った人によって被害を受けるということに関しては、それは非常にまずいことです。その辺のことを含めて、若井議員のあれとは違いますけれども、駅にして、今の中途半端で、屋根をつくれよとかいうぐらいならば、密閉式にして、フィルターを入れて排煙設備をすとか、そして駅周辺何キロ以内とか云々にして、条例で罰則規定はないにしても、禁煙場所ということをするような方向性がいいんじゃないかなと思って、その辺のことで少し提案者である若井議員に、もしお答えいただければ、ひとつよろしく願います。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） ただいまの堀議員の質問には、多分お答えにはならないと思いますが、要は、この意見書は御存じのように、地方議会が唯一可決をした場合に国に意見を言っているということで、冒頭、趣旨説明でお話をさせていただきましたが、今、皆さんが共通の問題として、たばこの受動喫煙が害になっているということは、多分皆さんの共通の認識だという

ふうに思います。ですから、まずは瑞穂市の市議会で皆様に可決をいただいて、国にこういった形で意見を言うということですが、先ほど小川議員がおっしゃったように、本市もまだ路上での条例もないような状態でございます。そういうのと、またさらに堀議員のおっしゃることもごもっともな話ということは理解できるんですけども、いずれにしましても地方から国に対してまずしっかり声を上げていく。要はたばこ税というものがあって、たばこを愛されておる方のおかげで税収があるというのも事実でございますので、そういった環境の中で、やはりそうは言いながら、この趣旨説明でお話をさせていただきましたが、病気ということに関して非常に害があることもわかっている。さらに、そう言いながら日本は、このことに対して非常におくれておるということもWHOは言っておるわけでございますから、いずれにしましても、市のことは、しっかりと国に意見を言った上で、並行してでもいいですけども、瑞穂市のことに関しても同じように皆さんのお力をかりながら進めていかなければいけない問題ではないかなというふうに思います。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決いたします。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第24 発議第4号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第24、発議第4号道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

15番の若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 議席番号15番 若園五朗。

ただいま藤橋議長より発言の許可をいただきましたので、清水治議員、若園正博議員、若井千尋議員の御賛同をいただきまして、道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書。

道路は、地域の発展や経済社会活動を支える最も重要な社会基盤であるとともに、防災ネットワークの構築により住民の安全・安心を確保することからも、その整備・充実が求められます。

本市においても、国、県及び市道の整備はまだまだ立ちおけている状況にあり、安全で円滑に通行できる地域間幹線道路や生活道路の整備が急務となっていることに加え、自然災害に対する事前防災・減災対策、通学路の安全対策や既存道路インフラの老朽化対策など、新たな課題にも直面しています。

このような状況において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による補助率のかさ上げ措置が平成29年度末で切れ、平成30年度から地方負担が増加することになれば、地方創生の実現はもとより、自治体運営にも多大な影響が生じることになります。

つきましては、今後も地域における道路整備を着実に推進するため、下記の事項について強く要望します。

1. 道路整備を計画的かつ着実に推進するため、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金について、安定的かつ十分な予算を確保するとともに、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

なお、提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 野田聖子殿、財務大臣 麻生太郎殿、国土交通大臣 石井啓一殿。以上でございます。

地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定により提出させていただきます。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 1点、御質問したいというふうに思います。

議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

今、趣旨説明がございましたけれども、要は、この道路整備事業に係る特別措置法が廃止になると地方の負担がふえると。だから、困るので、かさ上げ措置というのは引き続き行ってほしいと、こういう趣旨だと思います。

それで、これだけではなかなかわかりにくいと思いますので、特別措置法が廃止されますと、一体どのような負担が生じるのか。これをちょっとわかりやすく説明をしていただいたほうが深く理解できるのではないかと思いますので、具体的にちょっと、私わからんもんで、発議者の若園議員にお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） ただいま5番 小川理議員より質疑がございましたので、お答えします。

道路法でございますけれども、これは昭和27年にできまして、今回、その道路法の57条に該当する道路、56条を見ますと、道路の新設、または改築に関する費用を該当とする社会資本整備総合交付金というのがあります。例えば平成22年に環状道第1期工事、あるいは平成22年には防犯灯設置工事47基、そして同じ平成22年は橋梁長寿命化の点検、15の橋でございますけれども、道路法に該当しておるものについて、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律がございまして、これは昭和33年にできておる法律でございますが、その該当する部分の7割が補助の対象となり、もう一つ、法律の施行令がございまして、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令がございまして、それは道路法の中の昭和34年にできておる施行令がございまして、法律の中には該当する部分は7割以内というような基準がございまして、今回、瑞穂市においては、平成22年から平成29年まで、社会資本整備総合交付金というのを対象として、トータルしますと9億2,500万6,337円、これは補助対象事業でございます。その中の交付金として5億864万4,000円が国から全体のかさ上げ分の5%、通常は2分の1の補助ですけれども、5%かさ上げするということについております。それを差し引きますと、全体事業費の2分の1が、先ほど言いました5億864万4,000円、全体の中の5%、その差額ですね、4,613万6,392円が上乗せされると。

先ほど言いましたように、社会資本整備総合交付金は10年ごとの時限立法でございまして、平成20年から平成29年で10年間、ちょうどこととして切れますので、この意見書を出すことによって、あと10年延長をかけてほしいということございまして、平成30年から平成39年までの10年間、それがこの法律の財政措置の特別措置の法律の施行令をかぶせることによって、5%

上乗せすると。そういうふうで、瑞穂市においては、平成22年から29年の8年間にわたりまして、上乗せ分を4,613万6,392円いただいているということでございます。

平成29年度においては、環状道路第9期工事171メートル、これは西部環状道路、そして今工事をやっていますけれども、野田新田橋歩道橋の工事が歩道橋整備ということで行っています。そして、北犀川橋・只越13号補修工事等橋梁の点検ということで行っています。そして、瑞穂市内の舗装工事というふうに行っています。西部環状道路については、全体事業費は960万、そして野田橋については1億318万2,000円、犀川橋梁については3,290万2,000円、市内の市道舗装については1,920万ということで補助対象事業を実施しているところでございます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎であります。

発議第4号の道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書でございますけれども、これは平成20年ごろに道路特定財源の一般財源化ということの、これに基づいて制度が変更になってきたのであれですが、要はガソリン税というか、揮発油税を道路財源ということをやっておったんですけど、これはなくなりますよと。揮発税の税収の道路整備はもうやめましょうと。それから、地方道路整備臨時交付金についても、揮発油税の4分の1を限度として入っておりましたが、これが削除になったと。これにかわってといいますか、それに上乗せをした格好の国庫補助率負担率のかさ上げだという制度が、10年間たちますと、29年度いっぱいではなくなるということで、これについては都道府県の知事会からも国へ要望が出ていると思えますけれども、このかさ上げの率はどのようになっているのか。

それから、この国庫補助率負担金の対象になる道路は、私は高規格幹線道路、あるいは地域の高規格道路だというふうに解釈をしておったんですけど、今の提案者の説明を聞いていると、各地方道にも入っているような感じをするわけですけども、こちら辺については、私が言いましたような高規格道路、こういったものに該当するところがかさ上げ率を上げてくれと言っておるのではないかというふうに思うわけですけど、ちょっと確認をします。

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 17番 松野藤四郎議員の質疑にお答えします。

先ほど、地方道、高規格道路、国道21号線、あるいは県道については、各事業主体が国・県であります。あくまでも瑞穂市は、先ほど説明しました社会資本整備総合交付金については、市町村が市道として管理しておる橋、歩道をつくるというのか今回の社会資本整備総合交付金であって、国のことについては国にお任せ、県については、県道について、都道府県の議会が

決めておる話です。

今回は、あくまでも瑞穂市においては、平成22年から29年、8年ごとにもらっていますけれども、あくまでも市の管理しておる財産を修繕する場合、その基準で補助すると。それに該当すれば、補助対象は、例えばこれが100とした場合、2分の1が国庫補助をもらって、それをもうちょっと財政のかさ上げということで、5%を従来どおり10年更新でやるということでございます。

あと具体的にちょっと質疑の内容が理解できませんでしたので、もう一度、質疑をお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私が間違っておれば訂正しますが、高規格幹線道路というのは、例えば東海環状道路とか名神高速道路、あるいは東海北陸自動車道を示すと思うんですね。地域間高規格道路というのは、瑞穂市を通っています岐阜南部横断ハイウエー等が該当する。そして、なおかつ今後は、岐阜環状道路、こういったものだというふうに思っているんですが、これに対する国の補助率の50%を55%にしてくださいよというかさ上げの要望だというふうに解釈をしておったんですが、ちょっと提案者に確認します。

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 17番 松野藤四郎議員の質疑についてお答えします。

今回の意見書については、高規格道路、あるいは地域間の岐阜南部ハイウエーについても、この意見書の範囲、大きいと思うんですが、あくまでも瑞穂市の議会においては、瑞穂市の、先ほど言いました市道とか市の管理しておる橋、そして今言っている老朽化している橋の延命措置をかける国の補助金要綱に基づいてもらっていると。それを10年間、またかさ上げするというのでございますので、松野藤四郎議員が言われている大きな枠の中の法律も該当すると思いますけれども、とりあえず瑞穂市の議会としては、瑞穂市の自分の持っている財産、市道、橋、舗装や補修等を補助対象として言われておることでございますので、松野藤四郎議員の言われたことについては、その内容については該当すると思いますけれども、今回はあくまでも瑞穂市の議会でございますので、市道を意見書として出すということでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） じゃあ最後ですけれども、このかさ上げ率は、現行、例えば5%という話でありますと、この率については、次の10年間もこの率で御要望しているのか、プラス何かをして御要望されるのか、確認をいたします。

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 17番 松野藤四郎議員の質疑にお答えします。

今までの年度別ごとの社会資本整備総合交付金の事業について、補助対象となる交付金の特別措置で、50のところを55%、5%を上乗せしてもらうということで、従来と同じでございます。以上。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決いたします。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議員派遣について

○議長（藤橋礼治君） 日程第25、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。内容については2件ございます。

議会事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、2件説明します。

まず1件目は、平成29年10月21日に、第7回意見交換会を朝日大学会議室で開催するに当たり、全議員を派遣するものです。

2件目は、平成29年11月8日に、中濃十市議会議長会主催の議員研修会が美濃加茂市で開催されるため、全議員を派遣するものです。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上の2件につきまして、御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付

のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成29年第3回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

閉会 午後3時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年9月29日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 鳥居 佳史

議員 小川 理